

第6編 緊急対処事態対処編

緊急対処事態と武力攻撃事態等において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様である。このため、緊急対処事態における措置は、第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考として、県は、地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を3つ想定した上で、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施することとしている。

市は、県が想定した事態を参考として、緊急対処事態を次のとおり想定した上で、県が策定した「緊急対処事態対応マニュアル」に準じて、「市緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施する。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 吉川市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。